

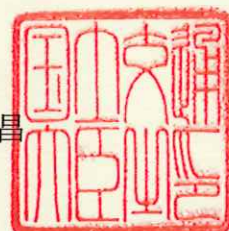
国海員第 3 8 8 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

中 野 洋 昌



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 7 4 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
大岡船舶株式会社	東京都新宿区市谷台町6番3号
海鳳海事有限会社	愛媛県今治市高部甲336番地の2
株式会社三陽	広島県広島市中区西平塚町8番12号
田湊海運株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番11号